

計算書類に対する注記(法人全体)

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産・・・旧定額法
残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却する
- ・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する
- ・ 無形固定資産・・・定額法
残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金・・・該当なし
- ・ 賞与引当金……………職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・ 徴収不能引当金・・・徴収不能繰入金引当額を前3年、年度末の一括評価債権額で除した実績率、または法人税法上繰入率のいずれか低い率を正味一括債権評価額に乗じた額と個別評価の対象となった債権額をたした額

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成するは計算書類以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号三様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 社会福祉法人博愛会 法人本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

イ 高齢者福祉事業拠点(社会福祉事業)

「介護老人福祉施設 博愛苑」

「デイサービスセンター 博愛苑」

「居宅介護支援事業所 博愛苑」

「米子市箕蚊屋地域包括支援センター」

「グループホーム みのりの里」

ウ 障害福祉サービス事業拠点(社会福祉事業)

「就労A型 あそしえ」

「就労B型 あそしえ」

エ 相談支援事業拠点(社会福祉事業)

「りんく」

オ 障害支援事業ときぞう拠点(社会福祉事業)

「放課後等デイサービス ときぞう」

「児童発達支援 ときぞう」

「ショートステイときぞう」

「生活介護ときぞう」

キ 公益事業会計拠点(公益事業)

「スポーツクラブ パート オブ ライフ」

ク 収益事業特別会計拠点(収益事業)

「博愛苑 売店」

「みのかや オレンジカフェ よらいや」

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	214,343,594	0	0	214,343,594
建物	1,052,677,390	8,272,259	63,553,047	997,396,602
合計	1,267,020,984	8,272,259	63,553,047	1,211,740,196

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,049,595,971	1,052,199,369	997,396,602
その他 建物	3,736,664	3,062,569	674,095
構築物	55,217,586	51,098,581	4,119,005
車両運搬具	39,416,719	36,349,755	3,066,964
器具備品	128,410,909	96,066,904	32,344,005
合計	2,276,377,849	1,238,777,178	1,037,600,671

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金	債権の当期末残高
事業未収金	126,686,728	0	126,686,728
未収金	253,258	0	253,258
未収補助金	3,180,566	0	3,180,566
計	130,120,552	0	130,120,552

11 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。 (単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	456,660	917,328
1年基準による振替額	319,134	765,921
合計(前払費用計上額)	775,794	1,683,249

計算書類に対する注記(社会福祉事業 社会福祉法人博愛会 法人本部)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当無し

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

該当なし

- 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する

- 無形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金・・・該当なし

- 賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- 徴収不能引当金・・・該当なし

2 重要な会計方針の変更

該当無し

3 法人で採用する退職給付制度

- 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類と事業区分とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))・・・省略する

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当無し

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当無し

7 担保に供している資産

該当無し

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	880,731	370,511	510,220
合計	880,731	370,511	510,220

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当無し

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

11 重要な後発事象

該当無し

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	71,643	68,000
1年基準による振替額	0	0
合計(前払費用計上額)	71,643	68,000

計算書類に対する注記(高齢者福祉事業)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産・・・旧定額法
残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却する
- ・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する
- ・ 無形固定資産・・・定額法
残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金・・・該当なし
- ・ 賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・ 徴収不能引当金・・・徴収不能繰入金引当額を前3年、年度末の一括評価債権額で除した実績率、または法人税法上繰入率のいずれか低い率を正味一括債権評価額に乗じた額と個別評価の対象となった債権額をたした額

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類と事業区分とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

- ア 介護老人福祉施設 博愛苑
- イ デイサービスセンター 博愛苑
- ウ 居宅介護支援事業所 博愛苑
- エ 米子市箕蚊屋地域包括支援センター
- オ グループホーム みのりの里

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	214,343,594	0	0	214,343,594
建物	976,814,169	8,272,259	60,122,901	924,963,527
合計	1,191,157,763	8,272,259	60,122,901	1,139,307,121

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,957,809,837	1,032,846,310	924,963,527
その他 建物	1,700,000	1,699,999	1
構築物	51,752,400	49,758,416	1,993,984
車両運搬具	24,867,565	23,494,053	1,373,512
器具備品	112,020,881	80,637,686	31,383,195
合計	2,148,150,683	1,188,436,464	959,714,219

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金	債権の当期末残高
事業未収金	107,108,455	0	107,108,455
内部事業未収金(拠点)	6,773	0	6,773
未収金	248,065	0	248,065
未収補助金	2,794,666	△ 480,397	3,275,063
計	110,157,959	△ 480,397	110,638,356

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11 重要な後発事象
該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたもの内訳は以下のとおりである。 (単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	346,421	735,131
1年基準による振替額	296,986	712,766
合計(前払費用計上額)	643,407	1,447,897

計算書類に対する注記(社会福祉事業 障害福祉サービス事業)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

該当なし

- 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する

- 無形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金・・・該当なし

- 賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- 徴収不能引当金・・・該当なし

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 就労A型 あそしえ

イ 就労B型 あそしえ

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他 建物	2,036,664	1,362,570	674,094
構築物	218,700	95,681	123,019
車両運搬具	2,817,070	2,478,044	339,026
器具備品	2,311,902	2,139,168	172,734
合計	7,384,336	6,075,463	1,308,873

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,377,610	0	7,377,610
内部事業未収金(拠点)	1,195,250	0	1,195,250
未収金	5,193	0	5,193
合計	8,578,053	0	8,578,053

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	16,506	35,119
1年基準による振替額	0	0
合計(前払費用計上額)	16,506	35,119

計算書類に対する注記(社会福祉事業 相談支援事業)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

該当なし

- 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する

- 無形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金・・・該当なし

- 賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- 徴収不能引当金・・・該当なし

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類と事業区分とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))・・・省略する

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	942,210	942,209	1
合計	942,210	942,209	1

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	720,520	0	720,520
合計	720,520	0	720,520

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	1,824	8,556
1年基準による振替額	3,094	7,425
合計(前払費用計上額)	4,918	15,981

計算書類に対する注記(社会福祉事業 障害支援事業 ときぞう)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

該当なし

- 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する

- 無形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金・・・該当なし

- 賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- 徴収不能引当金・・・該当なし

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 放課後等デイサービスセンター ときぞう

イ 児童発達支援 ときぞう

ウ ショートステイときぞう

エ 生活介護ときぞう

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	52,368,610	0	1,970,342	50,398,268
合計	52,368,610	0	1,970,342	50,398,268

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	57,951,244	7,552,976	50,398,268
構築物	3,246,486	1,244,484	2,002,002
車両運搬具	10,789,874	9,435,449	1,354,425
器具備品	934,775	730,494	204,281
合計	72,922,379	18,963,403	53,958,976

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,131,143	0	11,131,143
未収補助金	350,900	0	350,900
合計	11,482,043	0	11,482,043

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。(単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	18,634	55,394
1年基準による振替額	9,773	23,456
合計(前払費用計上額)	28,407	78,850

計算書類に対する注記(公益事業 公益事業会計)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

該当なし

- ・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する

- ・ 無形固定資産・・・定額法

残存価額をゼロとする

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金・・・該当なし

- ・ 賞与引当金・・・・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- ・ 徴収不能引当金・・・該当なし

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構への加入を行っている。

4 拠点が作成する計算書類と事業区分とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))・・・省略する

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	23,494,611	0	1,459,804	22,034,807
合計	23,494,611	0	1,459,804	22,034,807

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

7 担保に供している資産
該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	33,834,890	11,800,083	22,034,807
器具備品	12,262,620	12,189,045	73,575
合計	46,097,510	23,989,128	22,108,382

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	349,000	0	349,000
未収補助金	35,000	0	35,000
合計	384,000	0	384,000

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11 重要な後発事象
該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

	当年度	前年度
支払資金の範囲である前払費用	1,632	15,128
1年基準による振替額	9,281	22,274
合計(前払費用計上額)	10,913	37,402

計算書類に対する注記(収益事業 収益事業特別会計)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価法

該当無し

(2) 固定資産の減価償却の方法

該当無し

(3) 引当金の計上基準

該当無し

2 重要な会計方針の変更

該当無し

3 法人で採用する退職給付制度

該当無し

4 拠点が作成する計算書類と事業区分とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 収益事業における拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))・・・省略する

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 博愛苑 売店

イ みのかやオレンジカフェよらいや

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当無し

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当無し

7 担保に供している資産

該当無し

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当無し

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当無し

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

11 重要な後発事象

該当無し

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当無し